

(案)

令和3年3月 日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市特別職報酬等審議会
会 長 宇 佐 見 香 代

さいたま市議会議員の議員報酬の額並びに

市長及び副市長の給料の額等について（報告）

令和2年11月27日に本審議会に対し意見を求められた、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、別紙のとおり報告します。

別紙

本審議会は、さいたま市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、市長からさいたま市特別職報酬等審議会条例第3条の規定に基づく意見を求められました。

これを受けて本審議会は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について委員相互の意見交換を行い、次のような意見が出されました。

【月例給の額について】

- ・ コロナ禍により経済・税収への影響が顕在化する中、益々、本市の財政状況が厳しくなると認識している。また、新型コロナウイルス感染症の収束の道筋は未だついておらず、経済の先行きが不透明なことから、今後の住民生活に深刻な影響を及ぼしかねないと懸念している。
現下の社会経済・雇用情勢、他団体の改定状況、市民感情等を総合的に勘案し、現時点では据え置くことが適当と考える。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の広がりによる市内の厳しい経済的・財政的状况に鑑みれば、月例給の引下げも十分に考えられるが、他市との比較において、本市の職務内容や主にコロナ対策に関する活動状況を考慮すれば、月例給については据え置くことが適当と考える。
- ・ 議員については他の政令指定都市と比べやや下位に属するため将来的には引上げが必要であると考えられるものの、一般職職員が今年度据置きで

あることやコロナ禍により飲食業・観光業を中心とした民間の多くの事業者において収入が減少していることを踏まえると、現時点での引上げは市民の感情を逆撫ですることになるのではないかと考え、据え置くことが適当と考える。

- ・ 月例給の額改定については、一般職職員の給与改定率の累計値等を考慮して行われてきたところであるが、現在のところ、この考えを見直すべき理由は見当たらない。

本年度は一般職職員の給与が据え置かれており、特別職の月例給についても、現時点では改定を要する状況には至っていないものと考え、据え置くことが適当と考える。

- ・ 関係各位の皆様のお陰で、住みたい街ランキングの上位に入ったことや市のイメージアップに成功している事などを評価している。

市民としては嬉しいものであり、月例給の引上げも視野に入れたところだが、一方でコロナ禍でもあり、全国の政令指定都市の中では、本市は中間くらいに位置していることなどから、今回は据え置くことが適当と考える。

- ・ コロナ対策等ご苦勞の多いことは承知しているが、市民感情や世の中の状況を踏まえ、本市の財政状況を勘案すると今回は引下げの改定を行うことが適当と考える。

- ・ 民間給与の状況やこれまで月例給については一般職職員の改定率の累計値を考慮して判断してきたこと等を総合的に勘案し、月例給は据え置くことが適当と考える。
- ・ コロナ禍において市民の命と健康を守るため、新型コロナ収束に向け、感染拡大防止策に日夜果敢に取り組んでいることに感謝している。

政令指定都市中、市長、副市長は中位であり、議員は平均よりやや下位に位置していること等を踏まえると、政令指定都市の規模、活動等を総合的に考えて、据え置くことが適当と考える。
- ・ 政令指定都市の中でも、本市議会の本会議及び委員会の開催日数は平均を大きく上回り、議案などの審議件数の減少もほとんどない状況であり、コロナ禍においても、本市議会においては、活発な議会活動が維持されているところが見受けられる。しかし、一般職職員の月例給は据置きとなり、社会的状況に鑑みると今後の財政逼迫の懸念もあることから、据え置くことが適当と考える。

本審議会といたしましては、これらの意見を踏まえて慎重に検討を行った結果、現行の市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、月例給は『据え置くことが適当』との結論に達しました。